

令和7年10月30日
政策経営局広報・プロモーション戦略課

「令和7年度都市ブランド基礎調査業務委託」 公募型プロポーザル契約結果

「令和7年度都市ブランド基礎調査業務委託」について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名

令和7年度都市ブランド基礎調査業務委託

2 委託業務内容

本市が「住みたい」、「住み続けたい」街として選ばれるためには、市の施策や魅力について、戦略的かつ効果的に広報・プロモーションを展開する必要があります。

本調査では、居住意欲に関わる横浜のブランド力をあらわす指標について現状の把握及び分析、また市が行う広報・プロモーションの居住意欲に対する影響度などについて調査・分析を行うことで、戦略的広報・プロモーションのPDCAサイクルを回すための基礎資料とすることを目的とします。

3 契約の相手方

株式会社インテージリサーチ

4 契約金額

7,491,000円

5 契約日

令和7年10月30日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社インテージリサーチ	301点/505点	1
フロッグス株式会社	250点/505点	2

7 評価基準・評価委員会開催経過等

令和7年9月29日のプロポーザル評価委員会においてヒアリングを行った結果、評価1位の事業者は、事業趣旨を的確に捉えており、調査・分析手法が明確かつ現実的。新規で実施する効果測定についても具体的な提案がなされており、実施体制・提案内容ともに総合的に高く評価でき、より精度の高い調査の実施が期待できました。

この評価結果を踏まえて、同年9月26日の政策経営局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会において、プロポーザル評価委員会における評価点数が1位であった事業者を受託候補者として特定しました。

※評価基準は別紙参照

【提案書作成要領・別紙2】

提案書評価基準

(1) 評価方法

- ア 評価委員 1 人あたり101点満点とし、下記評価項目について評価を行い、合計得点の高い者を特定する。
イ 提案内容及び実施体制のいずれかの評価項目の点数に 1 点があつた場合は、原則として選定しない。

(2) 評価点が同点の場合の措置

評価委員の採点の合計点数が同点の場合、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

- ア 加重倍率が3の項目の合計得点が上位の者
 - イ 5点の評価点項目が多い者
 - ウ 加重倍率が3の項目に2点以下の評価点が無い者

	項目	(評価の視点)	点数					倍率	満点						
			良い	>>	普通	>>	良くない								
提案内容	事業趣旨の理解度	本件の業務内容を十分に理解し、全体としてまとまりのある提案となっているか。	5	・	4	・	3	・	2	・	1	2	10		
	調査の方向性	業務目的を達成するための適切な調査が提案されているか。(手法・調査対象等)	5	・	4	・	3	・	2	・	1	3	15		
	実現性	十分に実現性の高い計画を立案しているか	5	・	4	・	3	・	2	・	1	2	10		
	分析の手法	業務目的を達成するための適切な分析が提案され、プロセスが明確に示されているか。	5	・	4	・	3	・	2	・	1	3	15		
	予算配分計画	上限額(7,500千円)を踏まえ、事業内容に対し、妥当性があり、且つ効率的な予算配分計画になっているか	5	・	4	・	3	・	2	・	1	1	5		
実施体制	人員・組織体制	業務を遂行するのに十分な人員・組織体制また実績及び資格を有するスタッフの配置等が提案されているか。 【例:情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)認証、市場・世論・社会調査及びインサイト・データ分析の品質管理規格(JIS Y 20252)の認証、専門統計調査士の資格をもつスタッフの配置 等】	5	・	4	・	3	・	2	・	1	2	10		
	調査体制	・分析に必要なサンプル数を得るために必要な個人モニターを確保できる体制があるか。 ・調査回答の質を担保する対策(不良回答の除外など)がとれているか。	5	・	4	・	3	・	2	・	1	3	15		
	スケジュール管理・情報共有	適切なスケジュール管理及び情報共有がなされる業務管理体制が提案されているか	5	・	4	・	3	・	2	・	1	1	5		
	過去の業務実績	過去に類似する官公庁や企業のマーケティングリサーチを受注し、かつ調査結果を経営企画上の計画や戦略等に繋げた実績があり、ノウハウを有するか。	5	・	4	・	3	・	2	・	1	2	10		
企業としての取組	ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組	次の項目を満たしているか(1つ満たすごとに1点を加算) □次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の 策定（従業員101人未満の場合のみ加算） □女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基 づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満 の場合のみ加算) □次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定、 プラチナくるみん認定、トライくるみん認定)、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定) 又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得 □青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユース エール認定の取得 □障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の2.5%の達成 ※達成している(従業員40人以上)、又は障害者を 1人以上雇用している(従業員40人未満) □健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中 小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAA クラス若しくはAA クラスの認証	6	・	5	・	4	・	3	・	2	・	1	1	6
合 計										101					